

- 〈<http://141.90.2.45/cache/DRS/15/8/03988.tif>〉
- ・第一読会会議録：Hessischer Landtag. Plenarprotokoll 15/109, S.7570-7574.
 - 〈<http://141.90.2.45/cache/PLPR/15/9/109.Plenarsitzung.pdf>〉
 - ・与党の修正案：Hessischer Landtag.Drucksache 15/4585.
 - 〈<http://141.90.2.45/cache/DRS/15/5/04585.tif>〉
 - ・内務委員会の勧告：Hessischer Landtag. Drucksache 15/4626.
 - 〈<http://141.90.2.45/cache/DRS/15/6/04626.tif>〉
 - ・2002年12月10日の時点でヘッセン州議会のホームページに公開されている法律公報 (Gesetz-und Verordnungsblatt für das Land Hessen. Teil 1) には、この法律はまだ掲載されていない。
 - (16) Spielbankgesetz des Landes Schleswig-Holstein (SpielbG SH).Vom 29.12.1995. GVOBl. 1996 S.78.最終改正は2001年2月15日の法律によるもの。(GVOBl. S.15)
 - 〈<http://193.101.67.34/landesrecht/2186-8.htm>〉
 - (17) “Sucht macht Sorge.” *die tageszeitung* 2002.10.30
 - (18) “Spiel ohne Grenzen.” *Die Woche* 1999.1.22
 - (19) ヘッセン州議会会議録 (注12) 中のハウプト議

- 員 (SPD) の発言。Hessischer Landtag. Plenarprotokoll 15/109, S.7571.
- (20) “Spiel ohne Grenzen.” *Die Woche* 1999.1.22
- “Casino muß süchtige Spieler nicht betreuen.” *Stuttgarter Zeitung* 2000.4.11
- による。判決は未見。
- 控訴審判決は1999年4月16日。連邦最高裁判所 (Bundesgerichtshof) の上告不受理の決定は2000年4月4日。原告は支店長ではなく、支店長に対する請求権を銀行から譲渡された企業家であるとする報道もある。
- (21) Gesetz über öffentliche Spielbanken (Spielbankengesetz-SpBG) in der Fassung vom 9. Oktober 2001. Gesetzblatt für Baden-Württemberg 2001 Nr. 15. S.571, 706 (Berichtigung)
- バーデン・ヴュルテンベルク州法令検索サイトより検索。
- 〈<http://www.vd-bw.de/navigation/web/frames-tart>〉
- (22) トウロン (注(5)を参照。)にかかる税金のこと。

(とだ のりこ・海外立法情報課)

【短信：ドイツ】

書籍価格拘束法の制定

渡邊 斉志

2002年10月1日、「出版物の価格拘束を規定するための法律 (Gesetz zur Regelung der Preisbindung bei Verlagserzeugnissen)^(注1)」が施行された。この法律は、競争制限禁止法の適用を除外されている出版物の再販制について定めたものである。

ドイツでは、古くから出版物の再販売価格の拘束 (再販売価格維持制度。以下「再販制」という。) が行われてきた。だが、それは流通業者の間で結ばれた協定に基づく制度であったため、EU 競争法上、カルテルとみなされる可能性が存在していた。そこで、こうした法的不安

定性を解消するために、出版物の価格拘束を法律に基づいた制度に改めることが企図された。これが、この立法措置の直接の契機である。

ドイツ法における規定

19世紀のドイツにおいては、出版者による書籍の投げ売りが盛んに行われており、それが書籍商の経営を圧迫していた。定価制度、すなわち再販制は、こうした事態に対処することを目的として書籍商組合が1887年に規約という形で策定（発効は翌1888年）し、確立されたものである。^(注2)

一方、日本の独占禁止法に相当する競争制限禁止法（Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen）が成立したのは、第二次世界大戦後、連合国による占領が終了した後の1957年、当時の西ドイツにおいてであった。^(注3) 同法には、第14条及び第15条に再販制に関する規定が存在する。すなわち、価格の自由な形成を制限するような企業間契約を原則として禁じている第14条と、出版物を適用除外とし、その価格拘束を許容している第15条である。

第14条が禁じる企業間契約は、一般に、垂直的価格拘束または垂直的共同行為と呼ばれるもので、原材料供給業者―製造業者―販売業者間のような、取引相手間における共同的行為の範疇に属するものである。^(注4) 垂直的価格拘束については、当初、商標品も禁止の対象外とされてきたが、1973年に行われた同法の第2次改正で、出版物を除く品目の適用除外は廃止されている。^(注5)

なお、出版物の価格拘束も無制限に許されているわけではなく、濫用が認められた場合にはカルテル庁がこれを禁止することができる旨、第15条第3項で定められている。

EU 競争法における規定

欧州共同体設立条約は第81条（旧第85条）第

1項で、加盟国間の貿易に影響を及ぼし、共同市場内における競争の妨害等を目的とし、又は結果としてもたらす、企業間の協約、決定又は協調的行為を禁止している。したがって、1985年の欧州裁判所判決^(注6)が示すように、一国内に限定された再販制は合法であるとの解釈が定着している。それに対し、複数の国に効力が及ぶ再販制の合法性は、現在に至るまで明確化されていない。

例えば、欧州委員会は1982年にベルギーのフラマン地方とオランダとに跨る書籍再販制を違法とする決定を下し、欧州裁判所もこれを追認した。^(注7) ^(注8) しかし、その一方で、1988年に欧州委員会がイギリスとアイルランドの両国に効力が及ぶ書籍再販制を違法とする決定を下した件^(注9)については、第一審裁判所はこれを追認したものの、^(注10) 控訴審で破棄されている。^(注11)

ドイツについては、その再販制の効力は同じドイツ語圏に属するオーストリアにも及んでいた。そして1995年のオーストリアのEU加盟により、両国の間で行われる取引はEU加盟国間の取引となった。^(注12) そのため、ドイツの再販制が上述の第81条第1項に抵触する可能性が生じることとなったのである。

なお、欧州共同体設立条約は第81条（旧第85条）第3項で、同条第1項が定める協約等の禁止についてその適用除外を規定している。それによると、商品の生産または流通の改善等に貢献するとともに、その結果生じた利益を消費者が適正に享受できる場合には、第1項の規定は適用されないとされている。^(注13)

ドイツ国内における再販制の位置付け

ドイツでは、出版物の再販制が必要であるという点についての合意は古くから存在していた。

確かに、1957年に制定された競争制限禁止法の法案提出理由では、出版物の価格拘束は“過

去数十年にわたりドイツ及び他の殆どの文化国家（Kulturstaaen）で採用されてきたシステムである”ことへの言及が見られるだけで、この制度の文化に対する貢献については詳述されていない。^(注14)

しかし、1973年に商標品への再販禁止適用除外が廃止された際には、競争制限禁止法改正法案の提出理由に、出版物の再販制については文化政策的見地から適用除外とすることが記されている。^(注15) また、連邦議会は1984年に、出版物再販制の維持に賛成であることを謳った決議を全会派一致で採択したが、その中でも、連邦政府が文化政策的見地からこの制度を擁護していることに歓迎の意を表明している。^(注16)

さらに、今回制定された「出版物の価格拘束を規定するための法律」の法案提出理由でも、この法律によって出版物の文化財及び文化メディア（Kulturmedium）としての役割が支援されると明記されている。^(注17) そして、連邦憲法裁判所も、1986年に下した決定で、書籍の価格拘束は違憲ではない旨判示している。^(注18)

欧州の市場統合と再販制

このように、ドイツ国内では政治的にもまた法的にも確固たる地位を築いていた出版物再販制であったが、欧州の経済統合が進展する中で、その合法性が問い直されることになる。その端緒を開いたのがEEA（欧州経済領域 The European Economic Area）である。

EEA は、EC（欧州共同体 The European Communities）と EFTA（欧州自由貿易連合 The European Free Trade Association）によって創出された自由貿易圏であり、両者が1992年5月2日に調印した EEA 協定に基礎を置いている。^(注19) 当時、EC にはドイツが、EFTA にはオーストリアとスイスが加盟しており、EEA の誕生によってこれら三つのドイツ語圏諸国が共通市場に含まれることになった。その

後、スイスが EEA に参加しないこととなり、共通市場に含まれるドイツ語圏国家はドイツとオーストリアの二国となったが、^(注20) 共通市場にドイツ語圏国家が複数存在することには変わりはなく、そのことが、出版物再販制に大きな影響を与えることになった。

EEA 域内には多くの EC 法（後の EU 法）が適用されることになっていた。競争法もそのひとつであり、出版物再販制についても EC/EU 法が適用された。そのため、ドイツ、オーストリア及びスイスの書籍商は、出版物の価格を拘束する必要に迫られた。なぜなら、これら三国全体をカバーする統一的な再販制が存在しないとすると、或る出版物を他国に輸出する際には価格を拘束されないことになる。そして、その出版物が出版国に逆輸入されることになれば、出版国の再販制は形骸化してしまうからである。

このようなことが誘引となって締結されたのが、三国の書籍商による集団契約（Sammelrevers）である。この契約は、三国の書籍商は、出版物の価格をそれぞれの国の通貨で拘束することを義務付けるものであった。だが、上述したように、一国内に限定された出版物再販制は EC/EU 法上も合法と見なされていたものの、域内複数国に効力が及ぶ再販制については違法の疑いが存在していた。

そこで、三国の書籍商は1993年3月、欧州委員会に対し、この集団契約に対する再販制禁止の適用を免除するよう求める申請を行った。^(注21) これに対し、欧州委員会は1994年、この集団契約は欧州共同体設立条約第85条（当時）第3項が定める適用除外に該当すると見なす十分な理由が存在するという見方を表明し、欧州委員会がこの件について最終的な決定を下すまでの間、この集団契約に含まれる、国境を越える取引に関する価格拘束を容認するとした。

しかし、その後、カレル・ファン・ミールト

欧州委員（競争政策担当）の下で、複数の EU 加盟国に効力が及ぶ出版物再販制を違法と見なす気運が高まった。そこで、書籍商は、それまでの集団契約が違法と認定されるのを回避するために、一国の枠内に限定された再販制へと制度を改変し、2000年3月、この新たな制度を再販制禁止の適用除外とすることを欧州委員会に申請した。これに対し、欧州委員会は2000年6月、一国に限定された再販制は、ドイツに再輸入される書籍が原則として価格拘束されていない場合——但し、再販制の回避を目的として再輸入が行われた場合は除く——に限り、加盟国間の取引を知覚可能な程度に（spürbar）損なうものではないとの声明を発表した。この基準を法律に明文化することを目的としてドイツで制定されたのが、全国書籍価格拘束保障法（Gesetz zur Sicherung der nationalen Buchpreisbindung^(注22)）である。

全国書籍価格拘束保障法

全国書籍価格拘束保障法の法案は、2000年6月6日、与党である社会民主党（SPD）と90年連合/緑の党（緑の党）によって連邦議会に提出された^(注23)。同法案は、6月30日に連邦議会で可決され、7月14日には連邦参議院の同意を得、7月1日に遡って適用された^(注24)。

この法律は、出版物への再販制適用除外について定めた競争制限禁止法第15条第1項を改正するもので、国境を越える取引への価格拘束を原則として容認しながらも、EU内における国境を越える取引については、国内で認められている価格拘束の回避を目的としている場合のみ、再販制を適用するという趣旨の条文を追加するものであった。

書籍価格拘束法の制定

しかし、こうした立法措置が採られる一方で、法的不安定性を解消するためにはより踏み

込んだ対策が必要だとの主張がなされるようになった。その際にキーポイントとなったのが、これまで再販制は書籍商の自由意思に基づく取り決めによるものだったという点である。上述したように、欧州共同体設立条約は第81条（旧第85条）に競争に関する規定を置いており、その第1項は、共通市場における競争を阻害する、企業間の協約、企業の連合による決定及び協調的行為を禁止していた。しかし、ドイツの再販制が第1項の適用除外を定めた第3項に該当するか否かは必ずしも明白ではなかった。そこで、再販制を協約に基づくものから法律に基づくものに改めることによってこうした法的な問題を解消すべきだという主張が、ドイツ書籍販売組合によって唱えられるようになったのである^(注25)。

無論、国内法の制定といえどもフリーハンドで行うことができるわけではない。欧州共同体設立条約第10条が定めているように、EU加盟国は、同条約の目的の実現を危うくするおそれのあるいかなる措置もとることができない。すなわち、この場合で言えば、共同体内の国家間における商品の自由な流通を制限するような法律の制定は許されない。したがって、新たに国内法を制定する場合でも、国家間の取引に当たる再輸入については、先に制定された全国書籍価格拘束保障法の規定を踏襲し、再輸入が再販制の回避を目的としている場合に限りこれを禁じることができるという限定的な規制内容にせざるを得ない^(注26)。

こうした制約の下で作成された法案は、2002年6月3日に連邦政府によって連邦議会に提出され^(注27)、一部修正された後、6月21日に連邦議会で可決、7月12日に連邦参議院の同意を得、2002年10月1日に施行された。

法律の内容

制定された法律の名称は「出版物の価格拘束

の規定のための法律」で、全3章からなり、第1章が書籍の価格拘束に関する法律（書籍価格拘束法）、第2章が競争制限禁止法の改正、第3章が施行に関する規定となっている。第1章の書籍価格拘束法は11条からなり、出版物のうち書籍の再販制について規律している。第2章の競争制限禁止法の改正は、出版物の価格拘束禁止適用除外を定めていた第15条第1項を、雑誌及び新聞についての適用除外を定める文言に改めるものである。これは、書籍の再販制を規律する書籍価格拘束法が制定されることで、同項の適用範囲を、それ以外の出版物、すなわち雑誌及び新聞に限定する必要が生じたためである。^(注28)

制定された法律の大部分を占める第1章の書籍価格拘束法の概要は以下のとおりである。

（目的）

書籍価格拘束法は、文化財としての書籍の保護に資することを目的としている。最終購買者に販売される際の拘束価格を定めることは、広範囲にわたる書籍提供の維持につながる。また、同法は、販売拠点が数多く存在することによって公衆が書籍の提供を受けられるようにすることを保障する役割も果たす（第1条）。

（適用領域）

本法でいう書籍には、楽譜、地図、書籍や楽譜や地図の複製物、及びそれらの複合物を含む。外国語の書籍は、主にドイツで販売される場合にのみ適用対象とする（第2条）。

（価格拘束）

最終購買者に対する書籍の販売を業として行う者は、拘束価格を定めなければならない。ただし、この規定は古書の販売に際しては適用されない（第3条）。

（国境を越える販売）

価格拘束は、国境を越える取引には適用されない。ただし、価格拘束の回避を専らの目的として国境を越える取引が行われたとみなす客観的な状況が存在する場合には、拘束された価格が適用されるものとする（第4条）。

（価格決定）

書籍を出版しまたは輸入する者は、最終購買者への販売のための書籍を発行するにあたり、売上税を含む価格を定め、かつ、適切な方法で公にする義務を負う。これは、小売価格の変更に際しても同様である。書籍を輸入する者は、出版国の出版者によってドイツ向けに推奨された小売価格（付加価値税を含む）を下回る価格を小売価格としてはならない。出版者がドイツ向けに価格を推奨していない場合、輸入者は、出版国向けに確定されまたは推奨された正価にドイツで適用される付加価値税を加えた額を下回る価格を小売価格としてはならない。欧州経済領域協定締約国内で、輸入者として、仕入れ国において通常の仕入れ値よりも著しく低い価格で商品を購入した者は、仕入れ国での通常価格に対して生じる利益に比例して小売価格を低くすることができる（第5条）。

（販売）

出版者は、拘束価格及びその他の販売条件の決定に際しては、小規模書店によってもたらされている広範囲における書籍の供給及び書籍販売に関連するサービスの供給を顧慮しなければならず、販売業者の売上高に基づいて値引きを行うことは許されない。また、出版者は、取次業者に対し、小売業者よりも割高な価格や不利な条件を設定することは許されない（第6条）。

（例外規定）

書籍の出版者、輸入者又は書籍商等に自家用

として販売される場合、著者に自家用として販売される場合、教師に授業での利用のための審査を目的として販売される場合、書籍が汚損している場合等には、価格拘束に服す義務は生じない。また、学術図書館については5%までの、地方自治体や学校等の図書館については10%までの値引きが許される。教科書の大量注文に際しては、数量及び金額に応じて8%から15%の値引き率が適用される。さらに、書籍の販売に際し、僅かな価値の物品を提供すること、送料等を負担すること、付加的なサービスを行うこと、購入者に対し販売拠点までの僅少な来訪費用を負担することは、価格拘束義務の侵害にはあたらない（第7条）。

（価格拘束の期間）

出版者及び輸入者は、適切な方法で公にすることにより、18か月以上前に発行された版の書籍の価格拘束を終了させることができる。発行後18か月に満たないうちに再版されたり、特定の期日を過ぎたことで価値を大幅に失ったりした書籍については、出版者又は輸入者は、発行後適切な期間が経過した後に価格拘束を終了させることができる。発行から2年以上経過した書籍については、最終販売者は、拘束価格を遵守する義務を負わない。価格拘束からの義務の免除は、楽譜については適用されない。また、最終販売者が書籍を返品する権利を有している場合にも適用されない（第8条）。

（損害賠償請求及び不作為請求）

書籍の販売を行う事業者等は、この法律の規定に違反した者に対し不作為請求を行うことができる。違反者は、違反行為によって生じた損害を賠償する義務を負う（第9条）。

（帳簿類の閲覧）

価格拘束に関する違反が行われているとの根

拠ある疑いが存在するとき、書籍の取引を行う事業者は、帳簿類を会計士等に閲覧させるよう違反の疑いがある企業に求めることができる（第10条）。

（注）

(1) BGBl. I 2002 S.3448.

(2) 戸叶勝也『ドイツ出版の社会史』三修社,1992, pp.192-194.

このように、ドイツの出版物再販制は、流通業者の利益の擁護を動機として誕生したものである。したがって、消費者の利益や文化的多様性の保障といった意義は、後に付与されたものだと考えることができる。

(3) 競争制限禁止法の成立過程については以下の文献を参照。

高橋岩和『ドイツ競争制限禁止法の成立と構造』三省堂,1997.

(4) 一方、競争関係にある事業者間の共同行為は水平的価格拘束または水平的共同行為と呼ばれ、競争制限禁止法は、第1条でこれを禁じている。

(5) 1973年の競争制限禁止法改正については以下の文献を参照。

正田彬編『アメリカ・EU 独占禁止法と国際比較』三省堂,1996,p.77.

(6) Leclerc v. Au blé vert, case 229/83, 1985.1.10. Reports of Cases before the Court, 1985-1, pp.1-37. *Neue Juristische Wochenschrift (NJW)*, 1985 S. 1615.

この判決は、書籍の価格拘束を定めたフランスの国内法がEU法に適合するか否かについての先決的判決である。この裁判については以下の文献を参照。

小城剛「欧州共同体（EC）加盟国の国内法規による競争制限と共同体関係法令との交錯」『埼玉大学紀要（社会科学編）』37巻 1989, pp.133-141.

(7) EG ABl. L54/36, 1982.2.25.

(8) VBVB and VBVB v. Commission, case 43 u. 63/82, 1984.1.17.

Reports of Cases before the Court, 1984-1, pp.19-106.

(9) EG AB1. L22/12, 1989.1.26.

(10) Publishers Association v. Commission, case T-66/89, 1992.7.9.

Reports of Cases before the Court, 1992-7 II, pp. 1995-2040.

(11) Publishers Association v. Commission, case C-360/92, 1995.1.17.

Reports of Cases before the Court, 1995-1/2 I, pp. 23-75.

Wirtschaft und Wettbewerb (WuW), 1995 S.398-401.

なお、この控訴審判決は上述のオランダとフラマン地方の書籍価格拘束の件に言及している。それによると、オランダとフラマン地方の価格拘束は制裁措置を伴う強制的な制度である等の点でイギリスとアイルランドの制度とは異なっており、欧州委員会の決定と第一審裁判所はそうした違いを考慮していないとしている。

この裁判については以下の文献を参照。

『公正取引』533号 1995.3, pp.68-69.

(12) 実質的には、1994年1月1日のEEA協定発効によって両国間の取引は統合された市場の域内取引となった。これについては後述する。

(13) 同項に基づく適用除外について詳述した邦語文献としては以下のものを参照。

村上政博『EC競争法 [EC独占禁止法] (第2版)』弘文堂, 2001, pp.63-65.

(14) BT Drucksache 2/1158, S.36.

(15) BT Drucksache 7/765, S.4.

(16) BT Drucksache 10/2185.

(17) BT Drucksache 14/8854, S.6.

(18) BverfG, Beschl. vom 26.11.1986-1 BvR 1091/85.

Neue Juristische Wochenschrift (NJW), 1987 S. 1397.

(19) EEAの設立過程については以下の文献を参照。

吉武信彦「EFTA（欧州自由貿易連合）と欧州の再編成——EEA（欧州経済領域）を超えて——」『法学研究』74巻9号 2001, pp.27-72.

(20) EEA協定は、当初、1993年1月1日の発効を予定していた。しかし、スイスでは1992年12月6日の国民投票で協定が否決されたため、同国はEEA参加を断念。その結果、協定には修正が施され、1994年1月1日に発効することとなった。また、既に1989年にEC加盟申請を行っていたオーストリアは、EEAを脱退し、1995年1月1日にEU（欧州連合 The European Union）に加盟している。

(21) 公正取引委員会事務総局『再販問題検討のための政府規制等と競争政策に関する研究会 資料編』1998, p.24.

(22) BGBI. I 2000 S.1634.

一方、オーストリアでも2000年7月に再販制について規律する法律「書籍の価格拘束に関する連邦法 (Bundesgesetz über die Preisbindung bei Büchern)」(連邦法律公報第I部第45号2000年7月7日)が制定された。

(23) BT Drucksache 14/3509.

(24) BGBI. I 2000 S.1634.

(25) *Frankfurter Allgemeine*, 2001.3.22.

なお、この報道では、シュレーダー首相と主要政党はいずれもこうした構想に前向きな姿勢を示したとされている。

(26) この時期、こうした再輸入に関し、ドイツの出版・流通企業にEU競争法違反の嫌疑がかけられるという事件が実際に生じていた。これは、出版物のインターネット販売を行うオーストリアのLibro社が、書籍を大幅に値引きしてインターネット経由で販売しようとしたのに対し、同社に書籍の提供を行わないという集団契約をRandom House社やドイツ書籍販売組合等が結んだというものである。この件については、集団契約を締結した企業側が、価格拘束の回避を目的とした再輸入が行われている場合を除き、出版物をドイツの最終購買者に国境を越えて販売する際には当該集団契約を適用しないと宣言

したことを評価して、欧州委員会は2002年3月に調査手続きを終結させている。この事件については下記のページを参照。

EU ホームページ

http://europa.eu.int/rapid/start/cgi/guesten.ksh?p_action.getfile=gf&doc=IP/02/461|0|AGED&lg=DE&type=PDF (last access 2002.11.22)

(27) BT Drucksache 14/9196.

(28) この改正により、競争制限禁止法第15条第1項は全面的に書き改められた。したがって、前述の全
国書籍価格拘束保障法による改正は再改正されたことになる。

(参考文献)

- ・伊從寛『主要国の再販制度とその規制』国際商業研究所, 1974.
- ・小西唯雄編『産業組織論と競争政策』晃洋書房, 2000.
- ・高橋岩和「ドイツにおける書籍の再販売価格維持制度と競争政策」『神奈川大学法学研究所年報』15号 1996, pp.1-27.
- ・高橋岩和「書籍の再販売価格維持制度と競争政策」『公正取引』554号 1996.12, pp.41-47.
- ・長谷川古『再販売価格維持制度 (改訂版)』商事法務研究会, 1979.
- ・Everling, Ulrich. *Buchpreisbindung im deutschen Sprachraum und Europäisches Gemeinschaftsrecht.* Nomos, 1997.
- ・Franzen, Hans. Wallenfels, Dieter. Russ, Christian. *Preisbindungsgesetz.* C.H.Beck, 2002.
- ・Blanke, Hermann-Josef. Kitz, Volker. Grenzüberschreitende Buchpreisbindung und Europäisches Gemeinschaftsrecht. *Juristenzeitung (JZ)*, 2000. S. 118-126.
- ・Huppertz, Christiane. Die Buchpreisbindung nach nationalem und europäischem Wettbewerbsrecht. *Gewerblicher Rechtsschutz und Urheberrecht (GRUR)*, 1998 S.988-999.

(わたなべ ただし・海外立法情報課)

【短信：ロシア】

ロシア連邦における外国人の法的地位法

土岐 康子

2002年6月21日に下院で、7月10日に上院で可決された「ロシア連邦における外国人の法的地位法」(以下、「外国人の法的地位法」とする)は、7月25日大統領の署名を経て、公布され、その3ヵ月後の11月1日から施行された。同法は、ロシア連邦における外国人の入国、居住、労働などに関連して生ずる事柄を規定するものである。同法施行前に効力を持っていたのは、1981年7月24日に制定された「ソビエト社

会主義共和国連邦における外国人の法的地位法^(注1)と、1991年4月26日にソ連閣僚会議決定で承認された「ソビエト社会主義共和国連邦における外国人滞在規則」であった。しかし、ソ連崩壊と市場経済の導入、ロシアへの労働力の流入という劇的な変化によって、既存の法律を改正したものでは対応しきれない状況が生じたため、これらの法律と規則の内容を併せ持つ法律として、「外国人の法的地位法」が制定